

令和6年度 泉南市立泉南中学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

すべての子どもはかけがえのない存在であり、泉南市では、「泉南市子どもの権利に関する条例」を定め、「子どもは、権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利条約に基づく権利を保障されます。」と定めています。いじめは子どもの心身に重大な被害を与え、基本的人権を侵害するものです。そのために「市は、…子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるものとします。」と定めています。また、「子どもは、いじめや虐待、体罰その他の人権侵害を受けたとき、または受けそうな状況に置かれたとき、自己の権利として、その子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができます。」とし、「市は、前項に定める子どもの相談と救済について、これを子どもが享受することができるよう、必要な仕組みを整え」、「子ども施設の職員及び親その他の保護者、子どもの身近にいる市民等は、子どもが必要な相談と救済を受けることができるよう、その子どもの最善の利益を第一に考慮して支援に努めます。」と定めています。

また、本校の学校教育目標においても、「自己を大切に、人を大切に」という人権意識を基盤として、1なかまで支え高めあう、2授業を大切にす 3安全・安心な学校 を掲げています。

いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どもでもいじめの被害者にも加害者にもなり得ると認識するなかで、いじめの根絶に向けた取り組みを行う必要があります。

本基本方針は、いじめを重大な人権侵害事象と捉え、学校の教職員、生徒、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、組織的にいじめの防止及び早期発見、迅速な対応を行うために定めたものです。

1. いじめの定義

第2条 この法律において、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めることが必要です。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該

児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定されます。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。等

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

2. いじめの禁止

いじめは心身に深刻な被害をもたらす重大な人権侵害であるとの認識のもと、「泉南中学校の生徒はいじめをおこなってはならない」と定めます。

3. いじめ対応の基本施策

(1) いじめの未然防止

① いじめの未然防止の考え方

本校の学校教育目標において、「自己を大切に、人を大切に」という人権意識を基盤として、

ともに学び、自分らしく生きる をめざしています。

お互い違いを認め合い、ともに尊重しあえる集団を形成することによって、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができる環境づくりを進めていきます。

②いじめを許さない雰囲気を醸成する

「班活動」や「協働学習」を通してなかまづくりを進め、お互いをよく知ることで仲間の変化に気づき、支えあい、寄り添える集団を育成します。

学校生活の中心は授業であり、学力向上を図ることはもちろんのこと、授業規律を通して、共に社会のルールを守ることを学び、お互いを尊重できる集団を育成します。

なかまづくりを進め、授業を大切にすることで、生徒一人ひとりの基礎学力を向上させ、授業が分かる、学校生活が楽しいと自覚することで、学校が安心・安全な場となっていくと考えています。

(2)いじめ防止のための措置

① 校内の組織（いじめ防止、いじめの早期発見、早期対応のための組織）

A. 学年会議

週に1回程度実施し、各クラスの生徒の情報交換を行い、学年部職員で学年部生徒の現状や今後の指導について協議を行う。

B. 生徒指導委員会（生徒指導主事、各学年生徒指導担当）

週に1回実施し、各学年部会からだされた情報をもとに協議し、今後の指導方針をたてる。

C. いじめ暴力不登校対策委員会

参加者：校長、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

月2回実施し、生徒の情報交換を行う。定期的ないじめアンケート結果の報告及び取り組み内容の報告・連絡・相談を行い、今後の指導方針を決定する。

D. 情報集約担当者

学校いじめ対策組織において情報共有と調査方法等の確認を行う役割の中心となる情報集約担当者を配置する。情報集約担当者は、生徒指導主事が兼務する。

E. 学校いじめ調査委員会

学校いじめ対策組織の下部組織として、学校いじめ調査委員会を設置する。この組織は、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

②いじめ発見のための調査・アンケートの実施

いじめを早期発見するため、定期的に調査・アンケートを実施するとともに、生徒及び保護者が相談しやすいよう担任を中心とした教育相談、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

への相談等相談体制の整備を図ります。

- ③近年、携帯電話、スマートフォンの普及に伴い、ラインや掲示板への書き込み、動画や写真の貼り付けによるトラブルが多発しており、いじめ事案にもなり得ます。そこで、携帯・ネット上でのいじめ等への対応した講演会や研修会を実施します。

④いじめ防止に向けた計画的な取り組み

いじめ対策年間計画		■教師の活動 ○生徒の活動	
	実施計画		留意点等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■学校間・学年間の情報交換・共有・指導記録の引継ぎ ■いじめ対策に係る共通理解-いじめ暴力不登校対策委員会設置 ■いじめの未然防止に向けた取り組みの確認 ○学級開き、集団作り ○行事を通じた人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議等 始業式等 総合・学活等 	情報交換・指導記録の引継ぎでは、いじめ被害者、加害者の関係を確実に引き出す
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の実施 ○Q-U調査の実施と活用 		Q-U調査の実施時期に配慮する。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ体罰セクハラアンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 総合・学活等 	6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。 1学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童生徒が共有し、今後の活動に活かしていく。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ■「いじめ体罰セクハラアンケート」の結果報告 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議等 	1学期を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■Q-Uとスクリーニングシートを用いたSSWと教員の面談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研修 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 総合・学活等 	夏休み明け、児童生徒の様子の変化に注意する。 行事に向けて、活動中の児童生徒の様子に十分気を配る。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○行事等を通じた人間関係づくり ○Q-U調査の実施と活用 	<ul style="list-style-type: none"> 総合・学活等 	Q-U調査の実施時期に配慮する。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ体罰セクハラアンケート」の実施 ○教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 総合・学活等 	2学期の折り返しの時期にあたり、学級の課題を教師と児童生徒が共有し、今後の活動に活かしていく。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■「いじめ体罰セクハラアンケート」の結果報告 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議等 	2学期を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、次学期へつなげる。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ■Q-Uとスクリーニングシートを用いたSSWと教員の面談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 研修 	冬休み明け、児童生徒の様子の変化に注意する。 様子の変化については、教師間で共通理解を図る。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ体罰セクハラアンケート」の実施 ○教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議等 	新年度の学級編成に向け、人間関係に不安を感じ訴えてくる生徒の声を拾う。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■「いじめ体罰セクハラアンケート」の結果報告 ■記録の整理、引継ぎ資料の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議等 	1年間を振り返り、生徒指導上の課題を教師間で共有し、次年度へつなげる。

※月に2回、いじめ暴力不登校対策委員会の実施
※月1回程度の班長会議の実施

(3) いじめを認知した場合の措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、いじめ防止委員会へ報告するとともに、すみやかに事実の有無の確認を行います。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒へ指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるよう、必要に応じていじめを行った生徒を別室で学習させるなどの措置を行います。
- ・いじめ事案に係る情報を、いじめの加害、被害の生徒・保護者双方が共有するための措置を行います。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事象については、教育委員会、泉南警察署及び関係機関と連携して対処します。

(4) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認し、解消とする。

- ①心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
- ②いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが本人及びその保護者への面談等により確認されていること。

(5) 重大事態への対処

・いじめにより、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、これを「重大事態」と認定します。

なお、「重大事態」の疑いのある事案についても教育委員会へ報告します。

- ・「重大事態」と認定した場合、速やかに教育委員会へ報告します。

- ・教育委員会の指導の下、「重大事態」に対応する組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を行います。
- ・上記の調査結果について、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供します。